

掛川市条例第62号

掛川市吉岡彌生記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市吉岡彌生記念館条例の一部を改正する条例

掛川市吉岡彌生記念館条例（平成18年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
使用 時間	午 前	午 後	使用 時間	午 前	午 後
施設 区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	施設 区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで
会議室	<u>800円</u>	<u>1,040円</u>	会議室	<u>820円</u>	<u>1,060円</u>
備考（略）			備考（略）		

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市吉岡彌生記念館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。